国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている皆様

12月2日から
現行の健康保険証（被保険者証）は
新規発行・再交付がされなくなります

法令改正により、現行の健康保険証は新規発行・再交付がされなくなり、マイナ保険証（保険証として利用登録したマイナンバーカード）に一本化されます。

現在お持ちの健康保険証は有効期限まで利用できます

国民健康保険証

ここをご確認ください。

後期高齢者医療保険証

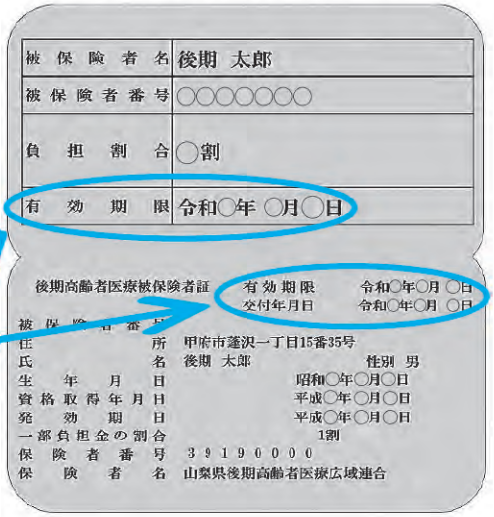

12月2日以降の医療機関等のかかり方

マイナ保険証にされている方

・マイナ保険証またはお持ちの健康保険証を窓口で提示してください。
※マイナ保険証が利用できない医療機関等では、町が発行する「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を一緒に提示してください。
（「資格情報のお知らせ」のみでは医療を受けられません。）

マイナ保険証にされていない方

・お持ちの健康保険証の有効期限前に、被保険者資格の情報（記号番号、氏名、生年月日等）が記載された「資格確認書」を送付します。
※新規加入、健康保険証を紛失した場合なども「資格確認書」を発行します。
※「資格確認書」を医療機関等で提示すれば、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

マイナ保険証を利用しましょう!!

※マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用登録は任意です。

マイナンバーカードの保険証利用でこんなメリットが!!

窓口で限度額を超える支払いが不要になります

限度額情報の提供に同意をすれば、高額療養費の限度額を超える支払いが自動的に免除されます。

確定申告の手続きが簡単に

マイナポータル上で年間の医療費通知情報が取得でき、確定申告に必要な情報も自動的に入力されるので、大変だった手続きが簡単になります。

健康保険証としてずっと使えます

就職や引っ越しをしても、切り替えや更新が不要です。(転職などで医療保険者が変わる場合は、これまでどおり届出が必要です。)

医療費を節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料(税)で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

より良い医療を受けられます

自身の薬歴や健診結果等の正確な情報を医師や薬剤師に共有し, 最適な診察や薬の処方が受けられます。

マイナ保険証の利用登録の方法等については、下記フリーダイヤルまたはQRコードからご確認ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120−95−0178

受付時間
平日9:30～20:00
土日祝9:30～17:30(年末年始を除く)

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

マイナポータルから登録

マイナンバーカードと市町村で設定した4桁のマイナンバーカードの暗証番号が必要です。

マイナポータル

※国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険(勤務先の健康保険、国保組合)については、加入されている健康保険の保険者へお問合せください。
※詳細はホームページ(https://www.town.nanbu.yamanashi.jp)でも掲載しておりますのでご覧ください。

お問合せ:住民課 ☎66−3405